

[事案 2024-145] 新契約無効請求

・令和7年4月8日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反となる可能性があること等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年11月に契約した組立型保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 告知書は、募集人から全部「いいえ」を選択すれば良いと言われ、母親が別室にいる自分に言われたとおりに伝えサインをさせたため、今後、告知義務違反となり契約が取り消される可能性がある。
- (2) 自分に対して無面接であったにもかかわらず、保険会社は面接や説明を自分に対して行ったと偽証している。
- (3) 今後診断書が必要な病気にかかった場合でも、保険金が支払われないにもかかわらず、保険料を払い続けなければならない状態になっている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の申込手続は、母親同席のもとで申立人が行った。募集人が健康状態を確認した際、申立人は「(通院等の既往歴は) 何もない」と回答した。申立人は、意向確認の欄に「はい」とチェックし、契約概要、注意喚起情報等の重要事項について了知・同意した旨チェックし署名した。
- (2) 告知については、告知項目を申立人が確認のうえ入力し、署名もしてもらったが、服薬の告知はなかった。
- (3) 募集人は申立人宅のリビングで、母親同席のもと申立人と面接し説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知当時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。